

校務分掌 (2009 / 06 / 11 資料)

校務分掌組織は、校長が校務を掌理しやすいように分掌を定め、「部」などを置く事務組織である。
(参考)本校の校務分掌表

学校教育法施行規則 (事務必携 国法編 p145)

第43条 小学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌のしくみを整えるものとする。

第104条 第43条から第49条まで(第46条を除く。)、第54条、第57条から第71条まで(第69条を除く。)の規定は高等学校に準用する。

<校長がつかさどる「校務」>

- ・ 学校教育の内容に関すること。
- ・ 児童生徒の指導、管理に関すること。
- ・ 児童生徒の保健安全に関すること。
- ・ 教職員の人事管理に関すること。
- ・ 学校の施設・設備(教材教具等を含む)の保安全管理に関すること。
- ・ 地域・関係諸機関・団体等との連絡調整に関すること。
- ・ その他学校の運営に関すること。

学校教育法 (事務必携 国法編 p100)

第37条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二名以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

教頭は、校長(及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童の教育をつかさどる。

教頭は、校長(及び副校長)に事故があるときは校長の職務を代理し、校長が欠けたときは校長の職務を行う。

主幹教諭は、校長(及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。

指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

教諭は、児童の教育をつかさどる。

養護教諭は、児童の養護をつかさどる。

栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

事務職員は、事務に従事する。

助教諭は、教諭の職務を助ける。

講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

特別の事情があるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

学校の実情に照らし必要があると認められるときは、第9項の規定にかかわらず、校長(及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

第62条 高等学校準用規定